

議会議案第1号

幼児教育・保育の無償化制度に関する意見書の提出について

幼児教育・保育の無償化制度に関し、次のとおり意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月21日提出

提出者 鎌倉市議会教育こどもみらい常任委員長  
高橋浩司

## 幼児教育・保育の無償化制度に関する意見書

国は、本年10月から幼児教育・保育の無償化制度を開始するが、認可保育所、幼稚園、認定こども園及び認可外保育施設が無償化の対象となる一方で、国の認可基準を満たさない幼児教育施設等、いわゆる幼稚園類似施設は無償化の対象外となっている。

幼稚園類似施設では、子供一人一人に寄り添い、子供の個性を生かした教育が行われており、幼児教育において果たす役割は非常に大きい。幼児教育・保育の無償化について政府が掲げた、全ての子供に質の高い幼児教育を保障することを目指すという方針を鑑みると、これらの施設についても無償化の対象とすることが望ましく、また、これらの施設に子供を通わせる保護者にとっては、無償化が実現されないことに不公平感を抱かざるを得ない。

本市では、私立幼稚園等就園奨励費補助金において、幼稚園類似施設に通う園児の保護者に対しても、幼稚園に比べて補助額は少ないものの、市の財源で一部補助を行っており、本年10月の幼児教育・保育の無償化制度の開始後も引き続き補助を行うが、市の財源のみで幼稚園類似施設を対象に全額補助を行う、いわゆる無償化を実現するには財政上の困難を伴う。

よって、国におかれては、補助対象施設の見直し等を行い、国の認可基準を満たさない幼児教育施設等、いわゆる幼稚園類似施設を、幼児教育・保育の無償化の対象とするよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年（2019年）6月21日

鎌 倉 市 議 会